

5-2 自動車NOx・PM法の概要

(1) 対策を行う対象物質に粒子状物質を追加
自動車から排出される粒子状物質の総量の削減を図るため、総量削減基本方針及び総量削減計画の作成、車種規制等により、対策を推進。
(2) 対策地域の拡大
粒子状物質を法律の対象に加えることに伴い、対策地域を追加。(府内は変更なし)
(3) 自動車排出ガス対策の強化
[1] 粒子状物質について車種規制を導入 [2] 車種規制の強化 [3] 事業者に対する措置の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車から排出される窒素酸化物、粒子状物質を抑制するための取組に関し、総量削減基本方針に事業者の判断基準に関する基本的事項を規定 ・ 基本方針に基づき、事業所管大臣による事業者の判断基準を策定(環境大臣に対し協議) ・ 一定規模以上の事業者に対する自動車使用管理計画の作成、都道府県知事への提出を義務づけ ・ 都道府県知事による事業者の指導、助言等を実施

5-3 自動車NOx・PM法に基づく車種規制

	車両総重量区分等	窒素酸化物		粒子状物質	
		排出基準	適用開始日	排出基準	適用開始日
乗用車	ディーゼル車	昭和53年規制ガソリン車並	H14.10.1	新短期規制の2分の1	H14.10.1
貨物・乗合	1.7t以下	昭和63年規制ガソリン車並			
	1.7t超2.5t以下	平成6年規制ガソリン車並			
	2.5t超3.5t以下	平成7年規制ガソリン車並			
	3.5t超12t以下	平成10年規制ディーゼル車並			
	12t超	平成11年規制ディーゼル車並			

5-4 車種別自動車保有台数

(平成14年3月末現在)

自動車の種類		台数(台)		構成比(%)
貨物用	普通車	133,516	839,409	22.2
	小型車	282,761		
	小型三輪車	217		
	被牽引車	9,024		
	軽自動車	413,891		
乗合用	普通車	5,412	9,240	0.2
	小型車	3,828		
乗用車	普通車	866,519	2,643,222	69.9
	小型車	1,363,057		
	軽自動車	413,646		
特殊(種)用途車	普通車	56,244	79,215	2.1
	小型車	10,050		
	大型特殊車	12,921		
二輪	小型二輪	82,932	208,560	5.5
	軽二輪	125,628		
合計		3,779,646		100

(注) 国土交通省調べ

5-5 自動車燃料の販売実績の推移

(大阪府内)

年度	平9	10	11	12	13
ガソリン(万kL)	295	307	307	311	313
軽油(万kL)	231	220	212	199	200

(注) 経済産業省調べ